

栗山町生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機（以下「容器等」という。）の購入者に対し、町長が予算の範囲内で交付する栗山町生ごみ堆肥化容器等購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、栗山町補助金等交付規則（平成19年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本町に住所登録のある世帯主とする。ただし、この告示により既に補助金の交付を受けた者がいる世帯（同居世帯を含む。）は、対象者から除くものとする。

(補助対象容器等)

第3条 補助の対象となる容器等は、町内の販売店から購入したもので次の各号に該当するものとする。

- (1) 生ごみの堆肥化容器は筒型で害虫駆除剤の容器が取付けてあり、底部がなく上部にふたのあるもの
- (2) 生ごみの堆肥化容器は水分が地中に浸透し、かつ悪臭、害虫などが容器外部に発散することのない構造及び材質のもの
- (3) 生ごみの堆肥化容器の大きさは、100リットル以上のもの。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りでない
- (4) 生ごみ処理機は、電動式又は手動式で機械的に水分の調整を行い、生ごみを堆肥化又は減量化できるもの

(補助金対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとし、補助金の交付は、補助対象経費の項目ごとに1世帯につき1回を限度とする。

補助対象経費	補助金の額
生ごみ堆肥化容器購入費	補助対象経費に2分の1を乗じ得た額とし、5,000円を限度額とする。
生ごみ処理機購入費	補助対象経費に2分の1を乗じ得た額とし、25,000円を限度額とする。

2 前項の補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗山町生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書（第1号様式）に領収書を添えて町長に提出

しなければならない。

（補助金の交付）

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、
適当と認めたときは栗山町生ごみ堆肥化容器等購入費補助金決定（不決定）通知書（第
2号様式）により申請者に通知し、交付決定の場合においては補助金を交付するもの
とする。

（設置者の義務）

第7条 前条の規定により補助金の交付を受け、容器等を設置した者は、容器等を常に
良好な状態で維持管理するものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正手段により補助金の交付を受けた者があったときは、
すでに交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日以降に購入した生ごみ
堆肥化容器等に係るものから適用する。

第1号様式（第5条関係）

栗山町生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書

令和 年 月 日

栗山町長 佐々木 学 様

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

私は、次のとおり生ごみ堆肥化容器等を設置したいので、領収書を添え、生ごみ堆肥化容器等購入費補助金の交付を申請します。

記

1. 容器等の名称		
2. メーカー		
3. 規格		
4. 購入金額		
5. 設置場所		
6. 振込口座	銀行名	本・支店
	口座番号	名義人（カナ）

※留意事項

1. 容器等の補助個（機）数は、「生ごみ堆肥化容器」又は「生ごみ処理機」それぞれにつき1世帯1個（機）です。令和6年7月以降に購入した容器等の補助金の交付を受けられた世帯の方は申請できません。
2. 補助の対象となる容器等は、町内の販売店から購入したものに限りです。

第2号様式（第6条関係）

栗環第 号指令
年 月 日

様

栗山町長

印

栗山町生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった生ごみ堆肥化容器等購入費補助金について、下記のとおり交付決定（不決定）しましたので、栗山町生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

☐ 交付決定 ☐ 交付不決定	
補助金交付額	円
不決定理由	

なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内に栗山町長に対して異議申し立てすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に、栗山町を被告として札幌地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。